

議 事 確 認 書

東京・大阪HIV訴訟原告団（以下、両原告団という）と厚生労働省は、平成15年8月15日付厚生労働大臣に対する統一要求書につき、厚生労働大臣出席のもとでの定期協議を、平成16年5月24日午後4時30分から5時30分まで開催し、以下の点を確認した。

なお、当日の協議において厚生労働大臣は、薬害エイズ問題についての裁判所から指摘された重大な責任を深く反省し、悲惨な被害が二度と繰り返されることのないよう、再発防止を中心にしながら幅広く対策をとっていくという意向を表明した。

1. 血液事業について

厚生労働省は、血液事業について、医薬食品局が中心になりながら、他の機関、省庁と連携をとりつつ、研究開発、安定供給といった諸問題に取り組んでいく。

2. インターフェロン等の自己注射について

厚生労働省は、インターフェロンの自己注射の実現に向け、HIV/HCV重複感染に知悉した専門家と、両原告団とを交えた検討を早急に始める。

3. エイズ治療・研究開発センターについて

厚生労働省は、首都圏において、エイズ治療・研究センターがセンター的役割を果たすHIV医療提供体制について検討を進める。

また、国立国際医療センター建て替えについて、レイアウトの全体プランができる7月に図面を両原告団に提示し、両原告団の示した要望をできるだけ活かせるよう話し合いをしたうえで、設計に移っていく。

4. 独立行政法人国立病院機構グループの医療体制について

厚生労働省は、独立行政法人国立病院機構が引き続き政策医療としてHIV診

療に取り組むことを確約する。また、独立行政法人国立病院機構大阪医療センターについては、患者数の推移を見極めながら体制について考えることとする。

平成 16 年 10 月 29 日

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省保険局長

東京HIV訴訟原告団代:

東京HIV訴訟弁護団

大阪HIV訴訟原告団代:

大阪HIV訴訟弁護団